

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類（平成 23 年 3 月末現在）

岡崎信用金庫

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 「金融円滑化管理方針」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置の実施に関する方針を明記しました。
2. 上記 1 にあわせて、「地域金融円滑化のための基本方針」を平成 22 年 1 月 29 日に定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ上で公開しました。

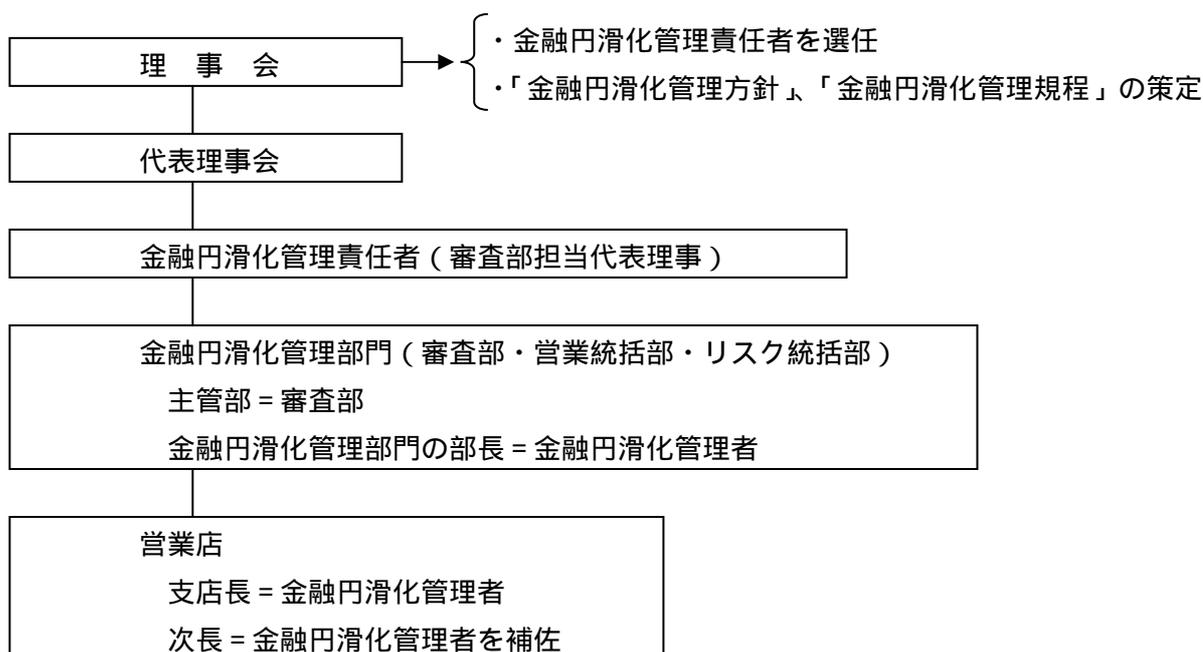
< 当金庫の取組方針 >

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

3. 「金融円滑化管理規程」を平成 22 年 1 月 27 日に定め、当該措置に係る体制を明記しました。

< 金融円滑化の管理体制 >



第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 平成22年1月27日に定めた「金融円滑化管理規程」に、金融円滑化管理に係る報告体制を明記しました。
2. 平成22年2月2日に「金融円滑化マニュアル」を制定し、貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き等について明記しました。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者・住宅資金借入者からの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう以下のとおり、本部に専用窓口を設置しました。

< 苦情相談窓口 >

岡崎信用金庫 営業統括部顧客相談室 電話番号0564-25-7212(直通)

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、審査部内に「円滑化対応グループ」を設置し、金融円滑化や事業再生に向けて積極的に取り組んでいます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16,686	79,176	125,884	185,759	224,876	278,355		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	13,061	61,035	96,232	146,054	175,592	214,814		
うち、実行に係る貸付債権の額	6,205	51,196	86,996	133,606	168,977	205,471		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	577	661	688	819	966		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	6,844	8,529	7,351	9,888	3,434	5,672		
うち、取下げに係る貸付債権の額	11	732	1,222	1,871	2,360	2,704		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	3,624	18,140	29,652	39,704	49,284	63,540		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,245	13,692	25,838	36,189	45,032	58,661		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	74	193	272	458	560		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	56	135	189	189		
うち、審査中の貸付債権の額	2,209	3,863	2,711	2,102	2,372	2,417		
うち、取下げに係る貸付債権の額	168	509	908	1,141	1,420	1,900		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	623	2728	4728	6664	8527	10550		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	349	1447	2604	3765	4864	5950		
うち、実行に係る貸付債権の数	207	1217	2305	3450	4572	5637		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	9	11	15	20	25		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	141	196	239	223	170	168		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	25	49	77	102	120		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	274	1281	2124	2899	3663	4600		
うち、実行に係る貸付債権の数	100	994	1828	2630	3298	4238		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5	20	30	44	53		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	9	19	23	23		
うち、審査中の貸付債権の数	166	252	223	164	219	179		
うち、取下げに係る貸付債権の数	8	30	53	75	102	130		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4,769	19,506	29,635	44,472	54,700	63,953		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,241	16,166	26,863	41,346	53,026	59,844		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	451	451	477	477	509		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	3,528	2,672	2,016	2,319	828	3,226		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	215	304	328	366	372		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	90	326	600	836	1,081	1,323		
うち、実行に係る貸付債権の数	33	254	522	758	1,016	1,238		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	4	7	7	8		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	57	60	64	59	38	56		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	8	10	12	20	21		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	426	1,832	3,047	4,110	5,001	5,797		
うち、実行に係る貸付債権の額	11	926	1,916	2,755	3,458	4,212		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	9		
うち、審査中の貸付債権の額	386	663	511	462	525	312		
うち、取下げに係る貸付債権の額	28	243	619	892	1,017	1,263		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43	171	248	332	411	475		
うち、実行に係る貸付債権の数	2	84	172	237	290	359		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	2		
うち、審査中の貸付債権の数	40	68	37	34	47	24		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	19	39	61	74	90		